

民主主義社会と政治家に対する批判的表現の自由(2 ・完) : 風刺認定を通じた芸術的表現の保護から政 治的表現の保護へのヨーロッパ人権裁判所における 展開

著者	兵田 愛子
雑誌名	関西大学法学論集
巻	67
号	2
ページ	367-397
発行年	2017-07-12
その他のタイトル	La valeur de la critique envers l`homme politique dans une societe democratique : la protection de la liberte d'expression par la constatation de la satire (2)
URL	http://hdl.handle.net/10112/11440

民主主義社会と政治家に対する 批判的表現の自由（2・完）

——風刺認定を通じた芸術的表現の保護から政治的表現の
保護へのヨーロッパ人権裁判所における展開——

兵 田 愛 子

目 次

序——ヨーロッパ人権裁判所判例の展開における「風刺」表現の保護

- (1) 本稿の目的・方法
- (2) ヨーロッパ人権裁判所によるヨーロッパ人権条約10条の審査の方法
- (3) 本稿の構成

1. 芸術的表現としての風刺——カリカチュアによる風刺表現

- (1) 典型的な風刺表現——芸術家による芸術的表現（風刺画）
- (2) 風刺表現の定義における「主体」の拡張——市民による芸術的表現（風刺作品）
(以上、本誌第67巻1号)

2. 社会的注釈としての風刺——文字のみによる風刺表現

- (1) 侮辱的表現と風刺表現の「意図」に基づく区別——プレスによる社会的注釈
（風刺的文体）
- (2) 意図と形式の「経緯」に基づく認定——市民による社会的注釈（風刺的無礼）

結——民主主義社会における「風刺」表現の保護

- (1) 総合的な分析
- (2) 残された課題
(以上、本号)

2. 社会的注釈としての風刺——文字のみによる風刺表現

以上に見てきた初期の二つの判例の風刺表現は、フェアアイニグング・ビル
デンダー・キュンストララー事件判決¹⁾ § 33に示された風刺の定義に照らせば、
「芸術的表現」かつ「社会的注釈」であるという点において典型的な風刺表現

1) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, n° 68354/01, 25 janvier 2007 につ
いては、仏文・英文を適宜参照する。

の枠内であった。他方で、以下で取り上げる近時の二つの判例においては、絵画・立体作品とは異なり、皮肉的な表現の書かれた新聞記事・罵倒表現の書かれたプラカードであったため、もはや「芸術的表現」として説明不可能であったにもかかわらず、風刺として認定されている。このような「風刺」概念そのものの拡張傾向を確立した判決として、一つはトゥシャルプ事件判決²⁾、もう一つはエオン事件判決³⁾が挙げられる。以下、順に検討する。

(1) 侮辱的表現と風刺表現の「意図」に基づく区別——プレスによる社会的注釈（風刺的文体）

トゥシャルプ事件判決は、プレスによる風刺的文体が風刺として保護された事例である。本件表現は新聞記事であり、もはや「芸術的表現」として説明不可能な表現であった。ここにおいて風刺の概念は「芸術的表現」から「社会的注釈そのもの」にまで拡張することとなる。また、それに伴い、表現の見た目以外の要素（表現の意図）までを考慮に入れて風刺認定が為されることとなる。

(A) 事 案

トルコのイズミル (İzmir) に住むジャーナリストの申立人（トゥシャルプ氏）は、2005年12月24日に「安定性 (Stability)」というタイトルの記事と、2006年5月6日に「早く治りますように (Get well soon)」という記事を、日刊新聞であるビルゲン紙 (*Birgün*) に公開した。

一本目の「安定性 (Stability)」という記事は、原告のレジエップ・タイ IPP・エルドアン首相が掲げるキーワード (Stability) を用いて、首相と閣僚による汚職および司法の介入を非難する内容であった。その際、申立人は、「彼は罪と罰の何たるかを知らない。彼は読まないし、学ばない。彼は12歳から13歳のときにイマーム・ハティプ学校で頭に浮かんだようなことで満足するのだ」と書いて批判していた。二本目の「早く治りますように (Get well

2) *Tuşalp v. Turkey*, nos. 32131/08 and 41617/08, 21 February 2012.

3) *Eon c. France*, n° 26118/10, 14 mars 2013 については、仏文・英文を適宜参照する。

soon)」という記事は、原告がプレスを統制し、自分に向けられた批判について攻撃的に応じる態度について、「彼は神経質な廃人になってしまったため、精神病質の攻撃的な病に苦しんでいるのではないかと思う。早く良くなることを祈っている」と書くことによって批判する内容だった。これらの記事について、原告は、人格権に対する攻撃であるとして損害賠償を求める民事訴訟を提起した。一本目の記事に関して、申立人は、問題となる記事の目的が首相に対する侮辱ではなく批判であることを示すために、「首相による二つのインタビューと、法務省のプレスリリースからの引用」を提出していた。これに対して、国内裁判所は、申立人と出版社に、連帯して、総額5,000トルコリラを利子付きで損害賠償として原告に支払うことを命じた。二本目の記事に関しては、申立人は、問題となる記事の目的が首相に対する侮辱ではなく批判であることを示すために、「首相に関するさまざまな事件を批判している多くのコラムニストからの引用」と、原告が所属するところの「公正発展党のメンバーであり、トルコ大国民議会のメンバーである M. K. 博士のインタビュー」を提出していた。これに対して、国内裁判所は、申立人と出版社に、連帯して、総額5,000トルコリラを利子付きで損害賠償として原告に支払うことを命じた⁴⁾。申立人

4) 本件事案に関する国内裁判所における二つの訴訟手続・判決および関連する国内法については *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., §§ 5-25 に詳しい。すなわち、① 2005年12月24日に申立人によってビルゲン紙に書かれた一本目の記事「安定性」について、原告は、2006年1月2日、アンカラ第一審民事裁判所（the Ankara Civil Court of First Instance）に、記事中の言葉が原告の人格権に対する攻撃を構成するとして、申立人と出版社に対して損害賠償を請求する民事訴訟を提起した。2006年12月6日、裁判所は、記事内の言葉が受け入れ可能な批判の限度を超えていたなどの理由で、申立人と出版社に、原告に対する損害賠償として、5,000トルコリラ（記事発表日に基づく適用可能な法定利率の利子つき）を連帯して支払うよう言い渡した。これを不服とした申立人の上告に対して、第一審裁判所の判断を支持する破毀院（the Court of Cassation）は、2008年2月7日、申立人の聴取を拒否する決定を言い渡し、2008年6月9日、この決定を修正するための本案審査の拒否を言い渡した。② 2006年5月6日に申立人によって同紙に書かれた二本目の記事「早く治りますように」について、原告は、2006年5月9日、アンカラ第一審民事裁判所に、記事中の言葉が原告の人格権に対する攻撃を構成するとして、申立人と出版社に対して損害賠償を請求する民事訴訟を提起した。2006年9月20日、裁判所は、記事内の言葉

は、ヨーロッパ人権条約10条を援用し、ヨーロッパ人権裁判所に提訴した。

(B) 判 旨

表現の自由に関する事件において、まず、人権条約10条1項に規定された「公権力の介入」に当たるか否か確定する。本判決においては、トルコの国内裁判所による、本件申立人に対する損害賠償の支払の命令は、10条1項にいう「介入」を構成すると判断された⁵⁾。

次に、問題となる介入が10条2項に照らして正当か否か審査するにあたって、①「法律によって規定されているか」②「正当な目的を追求しているか」③「民主主義社会において必要なものであったか」の三点が検討されることとなるが、①に関しては本件介入が「法律によって規定されて」おり、②に関しては本件介入が「他者の名声または権利の保護」という正当な目的を追求していることが問題なく認定されたため⁶⁾、本判決においては、主に、本件介入が③「民主主義社会において必要なものであったのか」について検討されることとなる。

本件介入が③「民主主義社会に必要」であるというためには、「急迫した社会的必要性」の存在が要求される⁷⁾。これを確認するために、本判決においては、本件表現における「申立人の利益および公的関心事に関する場面で表現の自由を促進する一般利益」と本件表現における「首相の人格権」が検討さ

ㄨが受け入れ可能な批判の限度を超えていたなどの理由で、申立人と出版社に、原告に対する損害賠償として、5,000トルコリラ（記事発表日に基づく適用可能な法定利率の利子つき）を連帯して支払うよう言い渡した。これを不服とした申立人の上告に対して、第一審裁判所の判断を支持する破毀院は、2007年12月6日、申立人の聴取を拒否する決定を言い渡し、2008年3月31日、この決定を修正するための本案審査の拒否を言い渡した。

5) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 38.

6) 詳細は *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., §§ 39-40 において述べられている。すなわち、①については、本件介入はトルコの債務法49条によって規定されているので①「法律によって規定されて」おり (§ 39)、②については、本件介入の目的は、10条2項の「他者の名声または権利の保護」に該当するので、「正当な目的」を追求していた (§ 40)。

7) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 41.

れる。

第一に、本件表現における「申立人の利益および公的関心事に関する場面で表現の自由を促進する一般利益」については、人権裁判所は次のように検討している。

本件表現は、「ジャーナリスト」によって「日刊新聞」において発表されたものである。そこで取り上げられていた「ランクの高い政治家たちと著名人たちの違法行為と汚職行為」と「様々な事件と出来事に対する首相の攻撃的な反応」というテーマは、「公衆がそれについて知らされる利益を持っており、政治的領域の範囲内にある」「疑うまでもなく、民主主義社会において非常に重要な問題」であった⁸⁾。

本件表現の主体である「プレス」は、「民主主義社会において不可欠な職務を果たす」。それゆえ「義務および責任と両立するような方法で」「一般利益の問題のすべてに関わる情報とアイデアを知らせるのが職責」であり、その職務を遂行する際、表現の方法として「誇張または挑発でさえ」用い得る⁹⁾。

第二に、本件表現における「首相の人格権」については、「本件表現の客体」と10条2項にいう「義務および責任」と「本件表現の形式」が検討されている。

まず、「本件表現の客体」については、人権裁判所は次のように検討している。本件表現の客体は「非常にランクの高い政治家」である。この場合、「受け入れ可能な批判の限度は、政治家に関しての方が、私的な個人に関してよりも、より広い」。「それゆえ、この文脈において、彼は、より一層の寛容の程度を示さなければならなかった」。「しかしながら、政治家の名声は、論争的な人物でさえ、条約によってもたらされる保護を享受しなければならない」¹⁰⁾。

次に、10条2項にいう「義務および責任」については、人権裁判所は次のように検討している。表現が「価値判断」の場合には、それを裏付ける「十分に事実的な基礎が存在しなければならない。もしそれに失敗した場合、その表現

8) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 44.

9) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 44.

10) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 45.

は過度になる」¹¹⁾。本件表現は「公共一般に既に知られていた事実、出来事、事件」に基づいた「価値判断」であるため、「十分に事実に基礎」を有していた。従って、国内裁判所は「10条2項における『義務および責任』が、申立人および出版社の側で遵守されていたか否か審査しなかった」¹²⁾。

さらに、「本件表現の形式」については、人権裁判所は次のように検討している。本件表現の形式は、「彼自身の政治的な意見や見解に色づけられた、彼の強い批判 (strong criticism)」を伝えるための「風刺的文体 (a satirical style)」であった¹³⁾。人権条約10条による保護は、「不快感を与え、ショックを与え、混乱させる」ような表現にまで及び得るものの、侮辱的な言葉が、「例えば、侮辱的発言の唯一の意図 (intent) が侮辱すること」のような「いわれのない中傷 (wanton denigration)」になる場合には、保護の枠外になり得る。ただし、「粗野なフレーズの使用 (the use of vulgar phrases)」は「単なる文体上の目的を果たし得る」ため「侮辱的表現の評価の決め手にならない」。なぜならば、「文体」は、「表現の形式としてコミュニケーションの部分」をなすのであり、「そのようなものとして、表現の内容 (the content 表現の正確な内容) とともに保護される」からである。この観点に照らせば、国内裁判所は、本件表現を「文脈と形式に位置づける」ことを省略していたことになる。

結論として、「問題となった記事に含まれる様々な強い言葉 (strong remarks)」は、「根拠のない人格攻撃 (a gratuitous personal attack)」と解釈され得ず、エルドアン氏の「政治的キャリアまたは職業的および私生活に及ぼせる影響も与えない」¹⁴⁾。

本件介入を正当化するにあたり、「首相の人格権」が「申立人の利益および公的関心事に関する場面で表現の自由を促進する一般利益」に勝るような「い

11) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 43.

12) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 47.

13) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 48.

14) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 49.

かなる急迫する社会的必要性も説得的に確立することに失敗」しているため、「申立人に対する判決は、追及される正当な目的に比例していない」¹⁵⁾。従って、本件介入には、「人権条約10条違反が存在する」¹⁶⁾。

(C) 分 析

(a) 本判決の枠組み

「(a) 本判決の枠組み」では、本判決の全体像を示すために検討の項目を示すにとどめ、分析については「(b) 本件表現の特徴」以降において行うこととする。本判決の枠組みとしては、本件介入が「他者の名声または権利の保護」という正当な目的に比例しているか否かという問題に答えるために、①「本件申立人が義務および責任を遵守しているか」と②「本件表現の強い言葉は侮辱的表現の評価の決め手になるか」について検討がなされている。

このうち、まず、①「本件申立人が義務および責任を遵守しているか」については、本判決は、「義務および責任」に関して、表現が「価値判断」になる場合には「十分な事実的基礎」が存在していなければ「過度」になるという基準を参照している¹⁷⁾。本件においては、表現の主体である「プレスの地位」が「民主主義社会において不可欠な職務を果たす」ものであり、「一般利益の問題のすべてに関わる情報とアイデアを知らせるのが職責」であるとしても、それは「義務および責任」と両立するような方法によらなければならない¹⁸⁾。本件表現は「事実の主張」ではなく「価値判断」であり、「十分に事実的基礎を有する」ものであったため、国内裁判所は「義務および責任」に関して審査を失敗していたということになる¹⁹⁾。ここにおいては、表現の諸要素の大部分（主体・客体、テーマ、発表媒体）が検討されており、「国内裁判所が義務および責任に関して審査を失敗していた」と結論付けられている²⁰⁾。次に、②「本

15) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 50.

16) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 51.

17) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 43.

18) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 44.

19) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 47.

20) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., §§ 43-47.

件表現の強い言葉は侮辱的表現の評価の決め手になるか」については、表現の諸要素のうち形式についてのみ検討され、「本件表現の強い言葉は侮辱的表現の評価の決め手にならない」と結論付けられている²¹⁾。本判決において、前者の部分は、後者の部分に比して多くの分量が割かれているが、本稿では「風刺」表現の認定に焦点を当てるため、後者の部分に注目して検討する。

(b) 本件表現の特徴

本件表現の特徴を検討する際に、①「申立人の職業」、②「表現の発表媒体」、③「表現のテーマ」、④「表現の主体」、⑤「客体」、⑥「申立人の義務および責任の遵守状況」、⑦「本件表現の実態」、⑧「表現の方法・形式」、⑨「表現の意図」を参照する。

本件表現の①「申立人の職業」は、「ジャーナリスト／コラムニスト、作家」であり、②「表現の発表媒体」は「日刊新聞の記事」であり、③「表現のテーマ」は政治家の汚職や首相の政治上の攻撃的な対応に関してであり、「民主主義社会において非常に重要な問題」であった。それらの要素を参照した結果、④「主体」は「プレスの地位」であると認定された。この地位は「民主主義社会において不可欠な職務を果たす」²²⁾。本件表現の⑤「客体」は「非常にランクの高い政治家」であり、「受け入れ可能な批判の限度は、政治家に関しての方が、私的な個人に関してよりも、より広い」²³⁾。⑥「申立人の義務および責任の遵守状況」としては、本件表現は「価値判断」であり、10条2項の意味における「義務および責任」が「価値判断」に要求する「十分な事実的基礎」を備えている²⁴⁾。

⑦「本件表現の実態」は「新聞記事」である。その正確な内容 (the content) としては、「彼は罪と罰の何たるかを知らない。……彼は12～13歳のときにイマーム・ハティブ学校で頭に浮かんだようなことで満足する」²⁵⁾と「彼は精神

21) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 49.

22) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 44.

23) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 45.

24) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 43, § 47.

25) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 9.

病質の廃人になってしまったため、精神病質の攻撃的な病で苦しんでいるのではないかと思う。早く良くなることを祈っている。』²⁶⁾が挙げられる。⑧「表現の方法・形式」については、「粗野なフレーズの使用は、侮辱的表現の評価の決め手にならない」。本件表現は「風刺的文体」であり、申立人はそれによって「彼自身の政治的な意見や見解に特徴づけられた、彼の強い批判を伝えること」という⑨「表現の意図」を伝達することを選んだため、侮辱的表現ではない²⁷⁾。

(c) 本判表現の形式における「風刺」の認定方法

アルヴェス・ダ・シルヴァ事件²⁸⁾においては「言葉」と「物」の組み合わせ（すなわち立体作品）による表現であったため容易に「カリカチュア」であると評価されたのに対し、本件表現は「言葉」のみによる表現であったため「カリカチュア」として認定され得ず、「言葉の正確な内容（the content）」通りに理解されれば「侮辱的表現」であると評価されかねないものであった。しかし、本判決においては、表現の形式を「風刺的文体」と認定する²⁹⁾。

いかにして本件表現の形式が「風刺的文体」として認定されたのかについては、次の通りである。本判決においては、侮辱的な言葉が「例えば、その唯一の意図（intent）が侮辱すること」のような「いわれのない中傷（wanton denigration）」になる場合に保護の枠外になりうることを確認し、そのうえで、「しかし、粗野なフレーズの使用（the use of vulgar phrases）は単なる文体上の目的を果たしうるため侮辱的表現の評価の決め手にならない」ということを指摘している。確かに、本件表現の正確な内容（the content）は、いわゆる喧嘩の際に用いるような直接的な罵倒表現ではなく、嫌み・皮肉などの比喩的表現として解され得るような「粗野なフレーズ」にすぎず、言葉の見かけだけでは「侮辱的表現」と判断する決め手にならないだろう。それゆえ、本判決は、本件表現を侮辱的表現であるか否か検討する際に、本件表現の「見

26) *Tuşalþ v. Turkey*, op.cit., § 21.

27) *Tuşalþ v. Turkey*, op.cit., § 48.

28) *Alves da Silva c. Portugal*, n° 41665/07, 20 octobre 2009.

29) *Tuşalþ v. Turkey*, op.cit., § 48.

かけ」だけで評価するのではなく、「意図」にも着目することとなる。本判決において、本件表現の意図については「彼自身の政治的な意見や見解に色づけられた、彼の強い批判 (strong criticism)」であると認定しており³⁰⁾、このことは風刺に関する部分よりも前の部分³¹⁾において検討された表現の諸要素・文脈(申立人の職業、表現の媒体、表現のテーマ、主体、客体)から見れば明らかであった。

以上より、前にみてきたフェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件とアルヴェス・ダ・シルヴァ事件が「表現の形式」と「その他の要素(文脈)」を区別して検討してきたのに対して、本判決においては、「表現された文脈(申立人の職業、表現の媒体、表現のテーマ、主体、客体)」から導出した「意図」によって「表現の形式」を認定していたことがわかる³²⁾。

(d) 本件「風刺」表現の民主主義社会における必要性

フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決の分析において指摘したように、10条2項に照らして介入が民主主義社会において必要でないと判断されるのは、問題となる表現が「民主主義社会において必要な」場合であると考えられる。であれば、本判決は、「プレス」が「風刺的文体」を用いた「政治家」に対して行った「十分に事実的基礎を有する価値判断」が、「民主主義社会において必要な表現」として保護された判決である、と整理することができる。

「民主主義社会における価値を高める諸要素」としては、本判決において指摘されるように、申立人の職業、本件表現の媒体、本件表現の扱うテーマから結論付けられる表現主体は「プレスの地位」であり、この地位は「民主主義社

30) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 48.

31) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., §§ 43-47.

32) ヘイトスピーチとの関連で、表現を「主体」「客体」「形式」等の諸要素に分けたうえで「文脈」や「意図」によって総合的に判断する方法を紹介するものとして、窪誠「ヘイトスピーチとは何か——『ヘイトスピーチに関するマニュアル』から学ぶもの」大阪産業大学経済論集 第15巻 第2・3号(2014)111-143頁におけるアン・ウェーバー Anne Weber 著『ヘイトスピーチに関するマニュアル Manual on hate speech』の抄訳および抄訳者によるコメント(特に135-136頁)を参照。

会において不可欠な職務を果たす」のに対し、その客体である「政治家」は民主主義社会において自らに対する批判に寛容であらねばならない存在であった。

他方で、いかに本件表現に「民主主義社会における価値を高める諸要素」が多く含まれていたとしても、本件表現が真に「民主主義社会において必要」であるといえるためには、本件表現において「義務および責任」が遵守されていたか否か、また本件表現が「侮辱的表現」に陥っていたか否かを確認しなければならない。「義務および責任」については、本件表現は、「価値判断」に要求されている「十分な事実的基礎」を備えていた。また、「侮辱的表現」か否かについては、本件表現において用いられた「粗野なフレーズ」は、それ自体では侮辱的表現の評価の決め手にはならず、政治的な強い批判の伝達という「意図」に照らせば「文体上の目的を十分に果たし得る」と考えられるため、「侮辱的表現」ではなく「風刺的文体」として評価される。

このように、本判決において、「民主主義社会における価値を高める諸要素」と「民主主義社会における価値を下げる諸要素」が検討された結果、本件表現が「民主主義社会において必要」であると結論付けられたと評価し得る。

本判決において示された、「言葉の見かけだけでは侮辱的表現と評価し得ない」ことと、その際に「意図」を考慮に入れるという判断方法は、次に紹介するエオン判決において活かされることとなる。

(2) 意図と形式の「経緯」に基づく認定——市民による社会的注釈（風刺的無礼）

エオン事件判決は、市民による風刺的無礼が風刺として保護された事例である³³⁾。本件表現は罵倒表現が書かれたプラカードであり、先の事例（トゥシャ

33) 本判決の評釈として、フランスにおいては以下のものが挙げられる。Nicolas Hervieu, «L'équivoque sursis européen concédé au délit d'offense au président de la République», *Lettres Actualités du Credof*, 20 mars 2013; Olivier Beaud, «l'offense au président de la République: petit leçon aux juridictions sur la primauté de la liberté d'expression», *D.*, 18 avril 2013, pp.968-973; Nathalie Droin, *op.cit.*, pp.594-602; Laurence Burgorgue-Larsen, «Propos offensants à l'égard d'un chef de l'Etat», *AJDA.*, 23 septembre 2013, *chron.* pp.1800-1801; David Szymczak, «The European Court of Human Rights and the offence of ↗

ルプ事件判決)と同様にやはり「芸術的表現」として説明不可能な表現であった。また、本件表現は「社会的注釈」として説明することも非常に困難な表現であったため、先の判決以上に表現の見た目以外の要素(表現の意図と形式の「経緯」)を重視して風刺認定が為されることとなる。

(A) 事 案

フランスのラヴァル(Laval)で、申立人(エオン氏)は、2008年8月28日に、公道上で共和国大統領の一行に際して、「失せろ、このクソ野郎!」と書かれた立て札を振りかざし、警察官に逮捕され、検察官に起訴された³⁴⁾。この「失せろ、このクソ野郎!」というフレーズは、「2008年2月23日の農業見本市(Salon de l'agriculture)の際に大統領が一人の農家に握手を拒まれた際に発言した」ものであり³⁵⁾、「このフレーズは非常に批判され、メディアにおい

↘insulting the President: an ambiguous condemnation for a planned repeal», *Montesquieu Law Review*, Issue No.1, January 2015. また、本判決について言及するものとして、フランスにおいては以下のものが挙げられる。Olivier Beaud, «A propos de la suppression du délit d'offense au président de la République», *AJDA*, 13 janvier 2014, pp.28-30; Benjamin Fargeaud, «Actualité des immunités parlementaires: les enseignements du rejet de la demande de suspension des poursuites formulée par Henri Guaino (juin 2014)», *Jus Politicum*, n° 14, juin 2015, p. 7. 日本においては、西片聡哉「欧州人権条約の個人申立受理における「相当な不利益」基準の機能——人権裁判所の判例分析を中心に——」*京都学園法学* 2・3号(2014) 149-150頁が挙げられる。

34) 2008年8月28日の11時、当時のフランスの大統領であるニコラ・サルコジは、活動的連帯所得手当(le revenu de solidarité active (RSA))を主張するためにラヴァルに訪れていた。左派の活動家である本件申立人エルヴェ・エオン(Hervé Eon)は、デモに出席するために自転車で町の中心部に向かっていたところ、パリの地域番号である75番で登録された、窓ガラスが薄く色づいている自動車を見つけ、農業見本市でのサルコジの言葉が書かれたプラカードをかけた。申立人はすぐに2人の警官に取り押さえられ、検察官によって訴追された。これについては、フランスの新聞 *Le Monde* の2008年10月24日付の記事「『失せろ、このクソ野郎!』: 4つの言葉で1,000ユーロ (“Casse-toi, pauvre con !”: quatre mots à 1 000 euros) http://www.lemonde.fr/politique/article/2008/10/24/casse-toi-pauvre-con-quatre-mots-a-1-000-euros_1110685_823448.html (2017年1月9日時点)に詳しい。

35) 2008年2月23日、サルコジは、農業見本市において来場者の一人に握手をしようとした際に「いやいらん、触るな、汚れる (“Ah non, me touche pas, tu me ↗

て広く放送の対象になった」だけでなく、「インターネット上で繰り返し取り上げられ、デモの際にはスローガンとして取り上げられた」ものだった³⁶⁾。国内裁判所は、申立人に対して、出版法（1881年7月29日法律）26条の共和国大統領不敬罪に基づき有罪であるとして、罰金30ユーロの執行猶予付き有罪判決を言い渡した³⁷⁾。申立人は、ヨーロッパ人権条約10条を援用し、ヨーロッパ人

「salis”）」と言って握手を拒まれた。これに対していら立ったサルコジは、「失せろ、失せろこら！このクソ野郎ほら……（“Casse-toi, casse-toi alors ! Pauvre con va...”）」と笑顔のままさりげなく返答した。この事件が目されたのは、その前の年の11月に、大統領による同様の応酬が繰り返し広げられていたからである。2007年11月、フランスのギルヴィネック（Guilvinec）で、大統領の給与増加のニュースを聞いて非難した漁師たちに対して、サルコジは「それを言いによっと降りてこい！もし漁師の問題にけりをつけに行くとしたら侮辱することによってだとお前が信じるのであれば！（“Descends un peu le dire! Si tu crois que c'est en insultant que tu vas régler le problème des pêcheurs!”）」と応酬していたのである。2008年の農業見本市における出来事については、フランスの新聞 *Le Monde* の2008年2月23日付の記事「『このクソ野郎ほら』、腹が立ったサルコジが不敬を働く男に耳打ちする（“Pauvre con va”, glisse un Sarkozy vexé à un homme qui l'offense）」http://www.lemonde.fr/politique/article/2008/02/23/pauvre-con-va-glisse-un-sarkozy-vexe-a-un-homme-qui-le-snope_1015113_823448.html（2017年1月9日時点）に詳しい。

36) *Eon c. France*, op.cit., § 7.

37) 本件事案に関する国内裁判所における訴訟手続・判決および関連する国内法については *Eon c. France*, op.cit., §§ 8-23 に詳しい。すなわち、本件表現について、検察官が申立人を共和国大統領不敬罪に基づいて起訴したのち、ラヴァル大審裁判所（le tribunal de grande instance de Laval）は、2008年11月6日、申立人が不敬の意図を持たなかったと正当に主張し得ないなどの理由により、罰金30ユーロの執行猶予付き有罪判決を言い渡した。これを不服とした申立人と検察官の控訴に対して、アンジェ控訴裁判所（la cour d'appel d'Angers）は、2009年3月24日、申立人の政治活動の経歴により申立人が不敬の意図を持たなかったと正当に主張し得ないなどの理由により、大審裁判所の判断を支持した。これを不服とした申立人は、破毀院に上告し、同時に、訴訟手続を継続するための金銭的補助を受けるため、破毀院に駐在する裁判扶助事務所（bureau d'aide juridictionnelle près la Cour de cassation）に裁判扶助（l'aide juridictionnelle）を要請した。これに対し、裁判扶助事務所は、2009年3月14日の決定において、申立人の資産が法定限度額よりを下回っていたことを確認したにもかかわらず、深刻な破毀事由の不存在（absence de moyen sérieux de cassation）を理由に裁判扶助の請求を拒否した。これに対して申立人は不服を申し立てたが、2009年6月15日のオルドナンス（ordonnance）において、破毀院院長（le premier président de la Cour de cassation）は、深刻な

権裁判所に提訴した。

(B) 判 旨

表現の自由に関する事件において、まず、人権条約10条1項に規定された「公権力の介入」に当たるか否か確定する³⁸⁾。本判決においては、フランスの国内裁判所による、本件申立人に対する有罪判決は、10条1項にいう「介入」を構成すると判断された³⁹⁾。

次に、問題となる介入が10条2項に照らして正当か否か審査するにあたって、①「法律によって規定されているか」②「正当な目的を追求しているか」③「民主主義社会において必要なものであったか」の三点が検討されることとなるが、①に関しては本件介入が「法律によって規定されて」おり、②に関しては本件介入が「他者の名声または権利の保護」という正当な目的を追求していることが問題なく認定されたため⁴⁰⁾、本判決においては、主に、本件介入が③

破毀事由の不存在を理由とした裁判扶助の拒否を維持することを言い渡した。申立人はなおも破毀手続を続行したが、2009年10月27日、破毀院は上告不受理を言い渡した。

なお、本判決以前の本件事案をめぐるフランスの状況について言及するものとして、パトリック・ヴァクスマン、中島宏訳「公的自由の制限を可能にする新たな技術——スペクタクルの社会における自由の保護について」山元一・只野雅人編訳『フランス憲法学の動向——法と政治の間』（慶應義塾大学出版会・2013）299頁、その原典である Patrick Wachsmann, *Nouvelles techniques permettant des restrictions aux libertés publiques ou de la protection des libertés dans la société du spectacle*, *Jus Politicum*, n° 5, décembre 2010, p.16 が挙げられる。ここにおいて、本件事案における共和国大統領不敬罪に基づく起訴および国内裁判所による有罪判決が、大統領が「自身が苛立ったり気に入らない発言や見解を糾弾するために」地位の尊厳性を前面に押し出して様々な手段を利用する事例として紹介されており、権力による法的「威嚇」を通じた自由に対する侵害の危険性が指摘されている。

38) 本判決においては、本案審査に入る前に受理可能性の審査として、人権条約35条1項に規定された「すべての国内救済措置が尽くされたか」が否かについてと、35条3項b)に規定された「相当の不利益」の存否について検討されている。後者の論点に関連して本判決を紹介するものとして、西片・前掲(30)149-150頁が挙げられる。

39) *Eon c. France*, op.cit., § 27.

40) 詳細は *Eon c. France*, op.cit., § 41, § 48, § 49 において述べられている。①については、本件介入は出版法23条および26条によって規定されているので「法律」

「民主主義社会において必要なものであったのか」について検討されることとなる。

本件介入が③「民主主義社会に必要」であるというためには、「申立人が非難された言葉の正確な内容 (la teneur/the content)」と「それらが発言された文脈」を含めて、「事件全体に照らして」本件介入が検討されなければならない⁴¹⁾。本件において、公道上で共和国大統領の一行に際して振りかざした「失せろ、このクソ野郎！」という表現は、共和国大統領に対して「字義的に」不敬であった。それゆえ、この言葉は、「事件全体に照らして」、特に、「受け手の地位」、 「申立人の地位」、その言葉の「形式」、その言葉の「申立人が発していた繰り返しの文脈」の観点から、分析されるべきである⁴²⁾。

なお、申立人は、出版法36条（外国国家元首不敬罪）の規定そのものを条約違反とした *Colombani et autres c. France*, n° 51279/99, CEDH 2002-V に照らして共和国大統領不敬罪の条約適合性を審査するべきであると主張していたが⁴³⁾、本判決においては、共和国大統領不敬罪の条約適合性については検討されなかった⁴⁴⁾。「それにもかかわらず、申立人の表現の自由に付された制約が、

によって規定されて」いた (§ 48)。②については、政府は「正当な目的」として「他者の名声または権利の保護」と「秩序の保護」を挙げていたが (§ 41)、「特に国内裁判所によって取り上げられた事由に照らせば」、本件介入の目的は「他者の名声または権利の保護」となる。それゆえ、「正当な目的」を追求していた (§ 49)。

41) *Eon c. France*, op.cit., § 51.

42) *Eon c. France*, op.cit., § 53.

43) *Eon c. France*, op.cit., § 39.

44) *Eon c. France*, op.cit., § 55. ここにおいて、本判決は、本件事案がコロンバニ事件とは異なり、① 本件表現は出版の利益と関係する文脈で発されていた点、② いずれにせよ一般法においても抗弁が認められない事案であったという点、③ 起訴の発意が共和国大統領自身ではなく検察官によって行われている点から、「国家元首に関する情報および意見を伝達する権利に対して、関連する国家元首にいかなる特別な効果も持たず、またいかなる特権も与えないので、——たとえ(共和国大統領不敬罪が)特別な手段であったと認識されたとしても、本件において、申立人の行為に対する罪質決定(共和国大統領不敬罪)が条約に適合しているか否か判断する必要がない」と結論付けた。

本判決の後、フランス国内において、本件規定(共和国大統領不敬罪を規定す

る出版法26条)は LOI n° 2013-711 du 5 août 2013-art. 21 (V) <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000027805521&fastPos=4&fastReqId=523849581&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte> (2017年4月18日時点)によって廃止された。それにより、共和国大統領に対する名誉毀損については、公的人物に対する名誉毀損を規定する出版法31条1項が適用されることとなり、その結果、出版法35条に規定される真実性の抗弁の行使が可能になった(なお、31条に規定される公的人物のリストに共和国大統領を追加するという修正については、本判決の§39に示されるように、申立人も同様の提案をしていた)。また、その修正に伴い、まさに本件において問題となった共和国大統領に対する侮辱については、出版法33条が適用されることとなる。なお、33条において認められる挑発的言辞の抗弁は「私人に対する侮辱」の場合にしか認められない。これについては、現行の出版法 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000008771119&fastPos=1&fastReqId=1954031172&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte> (2017年4月18日時点)を参照。

ただし、これらの修正点は、修正の契機となった本件事案との関係では、人権条約違反を回避するにはあまり大きな意味を持たないといえる。なぜなら、この一連の修正を経たとしても、今後、フランス国内裁判所が本件と同様の事例(共和国大統領に対する侮辱的表現を用いた風刺表現)に侮辱罪(33条)を適用した場合、有罪判決が下されることとなり、その適用はおそらく本判決と同様に人権裁判所において条約違反となることが予想されるからである。敷衍すると以下のようなことである。

まず、本件表現のような事実の適示を含まない表現は名誉毀損罪(31条)を構成しないので、真実性の抗弁(35条)は認められない(事実の適示が名誉毀損罪を構成することを示すものとして *ÉDITION 2015 CODE CONSTITUTIONNEL ET DES DROITS FONDAMENTAUX-Commentaire*-quatrième édition, Paris, Dalloz, 2014, p. 227)。次に、本件のような表現は侮辱罪(33条)を構成することとなるが、大統領に向けた侮辱は「私人に対する侮辱」に当たらないので、「私人に対する侮辱」を前提とする挑発的言辞の抗弁(33条)も認められない。また、そもそも、本件と同様の事案においては共和国大統領からの挑発的言辞が存在しないので、挑発的言辞の抗弁の行使の可否が問題にならない。以上のように、たとえ法改正後の規定が本件と同様の事案に適用されたとしても、不敬罪が適用された場合と同様にいかなる抗弁も行使し得ない。その結果、やはり国内裁判所において侮辱罪により有罪判決が下されることとなり、その適用(有罪判決)は人権裁判所において本件と同様に条約違反と判断されることとなろう。それゆえ、今後、本件と同様の侮辱的風刺表現の扱いに対して人権条約違反を回避したいなら、フランス国内裁判所は、その表現に侮辱罪(33条)を適用しないように、国内法の解釈適用に努めなければならないこととなろう。LOI n° 2013-711 du 5 août 2013-art. 21 (V)による出版法その他の修正に関しては、BOMJ n° 2013-12 du 31 decembre 2013-JUSD1331417C, pp. 9-10 http://www.textes.justice.gouv.fr/art_pix/JUSD1331417C.pdf (2017年4月)

本件の文脈において、一般利益の問題の自由な議論の諸利益と比較検討され得るのか否かが問題である⁴⁵⁾。そこで、本件介入が「本件の文脈において、一般利益の問題の自由な議論の諸利益と比較検討され得るのか否か」という問題に答えるために、「本件介入の利益」と「本件介入がもたらす効果」について検討がなされている。

第一に、本件表現における「本件介入の利益」については、はじめに、結論として、本件表現が「私生活または名誉を対象としていた」または、「共和国大統領の人格に対する単なる根拠のない人格攻撃を構成していた」とはみなし得ないことが指摘されたうえで⁴⁶⁾、「本件表現の意図」「本件表現の客体」「本

18日時点）に詳しい。

なお、本判決に対するフランス国内の評価は以下の通り。まず、たとえ本件規定の条約適合性を審査しなかったとしても、いくつかの独裁政権において風刺表現が徹底的に排除されてきた歴史に鑑み、「昔ながらの、しかしながら故障している民主主義」に、「政治システムの良き機能のための、政治的風刺の有益な役割」を見事に想起させるという点で「エオン事件判決が10条の訴訟史に残ることとなるのは否定し得ない」と本判決を高く評価するものとして、Laurence Burgorgue-Larsen, op.cit., p. 1801 が挙げられる。次に、コロバニ事件を先例として本件規定（出版法26条に規定される共和国大統領不敬罪）の条約適合性を審査するべきであったという点で本判決を批判するものとして、Nicolas Hervieu, op.cit., pp. 7-11; Olivier Beaud, «l'offense au président de la République...», op.cit., p. 970; Nathalie Droin, op.cit., pp. 595-598; David Szymczak, op.cit., pp. 5-6 が挙げられる。後者はいずれも、フランスにおける共和国大統領不敬罪に対する批判を中心とするものであり、その関連において本判決を分析したものである。その背景には、ド・ゴール将軍の任期の下で盛んに適用され、表現の自由に対する抑圧としてかねてより問題視されていた共和国大統領不敬罪が、近年は空文化したかに思われていたにもかかわらず（本判決 § 22）サルコジ大統領の任期中に本件事案において適用されたことを契機として、フランス国内においてエオン事件判決に対する関心が非常に高まっていたという事情が指摘できよう。しかし、前述したように、これら多くの学説の期待通りに不敬罪が廃止された現在においてもなお改正後の出版法の下で、フランス国内裁判所において本件と同様の事案に対して侮辱罪が適用され、その適用がエオン事件判決の法理によって条約違反となる危険性は残ることとなろう。

本稿における本判決の分析においては、今後いかなる表現に対する介入であれば条約違反となるのか正確に把握するために、エオン事件の法理に注目する。

45) *Eon c. France*, op.cit., § 56.

46) *Eon c. France*, op.cit., § 57.

件表現の形式」が検討されされている。

まず、「本件表現の意図」については、人権裁判所は次のように検討している。本件において、控訴院は、「(申立人が)不敬を働く故意を有していなかったと主張し得ない」と判断するための要素として、申立人の政治活動を取り上げていた⁴⁷⁾。この「控訴院によって取り上げられた諸要素」から、「申立人の意図 (the applicant's intention) は、国家元首に政治的性質の批判を向けることであった」ことがわかる。控訴院は、「申立人が活動家であり、元議員であり、フランスに非合法に滞在しているトルコ人一家を積極的に支援する長期にわたる運動を行っていた」ことに注目し、「トルコ人一家が国外追放されていたため、大統領がラヴァルに到着する数日前にこの政治闘争は支援委員会にとって失敗に終わっていた」こと、「その結果、申立人が苦い思いをしていた」ことを指摘した。控訴院は「申立人の政治参加と使用された言葉の性質そのものの関係を明らかにした」⁴⁸⁾。

次に、「本件表現の客体」については、人権裁判所は次のように検討している。「人権条約10条2項は、政治的言説および政治的議論の領域——その中で表現の自由は最も高度な重要性を帯びる——において、または、一般利益の問題の領域において、表現の自由を制約する余地をほとんど残さない」。「受け入れ可能な批判の限度は、単なる私人よりも、この資格において対象とされる政治家に関する方が広い」。なぜならば、「私人とは異なり政治家は、ジャーナリストと市民の大衆による、彼らの行為や振る舞いに対する絶え間ない監視に、必然的かつ意識的に身をさらす」からである。「それゆえ、政治家は、より一層の寛容を示さなければならない」⁴⁹⁾。

さらに、「本件表現の形式」については、人権裁判所は次のように検討している。本件表現の言い回しは、「2008年2月23日の農業見本市 (Salon de l'agriculture) の際に大統領が一人の農家に握手を拒まれた際に発言した」も

47) *Eon c. France*, op.cit., § 10.

48) *Eon c. France*, op.cit., § 58.

49) *Eon c. France*, op.cit., § 59.

のであり、「このフレーズは非常に批判され、メディアにおいて広く放送の対象になった」だけでなく、「インターネット上で繰り返し取り上げられ、デモの際にはスローガンとして取り上げられた」ものである⁵⁰⁾。申立人は、その「粗雑な言い回し (une formule abrupte) を再現する」ことによって、「風刺的無礼 (l'impertinence satirique)」で彼の批判を表明することを選んだ。「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈の一つの形式である。それは、現実の特色を示すような、誇張および変形 (déformation) によって、挑発し、また動揺させること必然的に目指す」。「それゆえ、この方法によって自己表現する芸術家の——またはその他すべての人の——権利における全ての介入を、特別の注意を伴って審査しなければならない⁵¹⁾。

第二に、「本件介入がもたらす効果」については、人権裁判所は次のように検討している。「本件において申立人がしたような行為を刑法上処罰するのは、社会的テーマについての風刺的な諸発言に、抑止的な効果を持ちうる。社会的テーマについての風刺的な諸発言は、それ自体もまたやはり、民主主義社会において不可欠な一般利益 (intérêt général) の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る⁵²⁾。

申立人の風刺的表現に対する「有罪判決の利益」と、「申立人に対する有罪判決の効果」を検討した結果、結論として、本件介入は「目指される目的と比例せず、従って民主主義社会において必要ではなかった⁵³⁾。それゆえ、「人権条約10条違反があった」（判示事項2）。

(C) 分 析

(a) 本判決の枠組み

「(a) 本判決の枠組み」では、本判決の全体像を示すために検討の項目を示

50) *Eon c. France*, op.cit., § 7.

51) *Eon c. France*, op.cit., § 60. ここにおいて、本稿で取り上げたその他の判例から *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 33; *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 27; *Tuşalp v. Turquie*, op.cit., § 48 が引用されている。

52) *Eon c. France*, op.cit., § 61.

53) *Eon c. France*, op.cit., § 62.

すにとどめ、分析については「(b) 本件表現の特徴」以降において行うこととする。判決の枠組みとしては、本件介入が「他者の名声または権利の保護」という正当な目的に比例しているか否かという問題に答えるために、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決と同様に、「申立人が非難された言葉の正確な内容 (la teneur/the content)」と「それらが発言された文脈」を含めて、「事件全体に照らして」本件介入が検討されている⁵⁴⁾。ただし、「失せろ、このクソ野郎！」という本件において用いられた言葉は「共和国大統領に対して字義的に不敬な (仏) / 文字通りの言葉遣いにおいて大統領を侮辱する (英)」表現であるため、本判決においてはアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決よりもさらに精密に検討するために、「事件全体に照らして」、特に、「受け手の地位」, 「申立人の地位」, その言葉の「形式」, その言葉の「申立人が発していた繰り返しの文脈」の観点から分析される⁵⁵⁾。

以上の、本件介入が「他者の名声または権利の保護」という正当な目的に比例しているか否かについての検討の枠内で、本判決においては、「本件において共和国大統領不敬罪の条約適合性を審査するべきか否か」について⁵⁶⁾と「本件介入が、本件文脈において『一般利益の問題の自由な議論の諸利益』と比較検討され得るか否か」について⁵⁷⁾検討されているが、前者については本判決において否定されているため、本稿においては後者の論点に絞って検討する。後者の論点では、従来の風刺判例と同様に①「本件表現の客体」⁵⁸⁾と②「本件表現の形式」⁵⁹⁾と③「本件介入がもたらす効果」⁶⁰⁾について検討がなされている。

このうち、まず、①「本件表現の客体」については、「申立人の本件表現に

54) *Eon c. France*, op.cit., § 51.

55) *Eon c. France*, op.cit., § 53.

56) *Eon c. France*, op.cit., § 55.

57) *Eon c. France*, op.cit., §§ 56-61.

58) *Eon c. France*, op.cit., § 59.

59) *Eon c. France*, op.cit., § 60.

60) *Eon c. France*, op.cit., § 61.

至るまでの経緯」と、そこから導出された「本件表現の意図」に基づいて、「政治家の地位」が認定されている。ここにおいて「表現の意図（および経緯）」は、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決では補強的な要素に過ぎなかったのに対して、「客体」の認定にとって非常に重要な要素となっている⁶¹⁾。次に、②「本件表現の形式」については、「申立人の本件表現に至るまでの経緯」から導出された「本件表現の意図」と、「本件において使用された言葉それ自体の持つ経緯」に基づいて、「風刺的無礼」が認定されている⁶²⁾。本件表現形式の「風刺」認定については、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決と同様に、「表現の主体」の要素が重視されていない⁶³⁾。本判決においては、「主体」がいかなる地位であるか示されていない以上、便宜上、本件表現の主体は、「市民の地位」としておく。この地位については、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決と同様に、主体の民主主義社会において果たす役割については言及されておらず、「義務および責任」についても言及されていない。

さらに、③「本件介入がもたらす効果」については、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決に比してより明確に、本件のような表現の「民主主義社会において果たす役割」が指摘されているといえる⁶⁴⁾。その理由は次の通りである。本判決においては、本件表現と「一般利益の問題の自由な議論の諸利益」との関連性について問いを立て⁶⁵⁾、本件表現が10条2項においてほとんど制約され得ない「政治的言説および議論の領域」または「一般利益の問題の領域」に含まれ得ることを示唆し⁶⁶⁾、本件のような介入が「民主主義社会において不可欠な、一般利益の問題の自由な議論」に資する表現に抑止的效果を持ちうることを指摘し⁶⁷⁾、本件介入が条約違反であると結論付けている。ここには、本件表現と

61) *Eon c. France*, op.cit., § 58, § 59.

62) *Eon c. France*, op.cit., § 60.

63) *Eon c. France*, op.cit., § 60.

64) *Eon c. France*, op.cit., § 61.

65) *Eon c. France*, op.cit., § 56.

66) *Eon c. France*, op.cit., § 59.

67) *Eon c. France*, op.cit., § 61.

「一般利益の問題の自由な議論の諸利益」との明確な関連性が示されている。すなわち、本判決は、「市民」による「政治家の地位」に対する「風刺的無礼（「失せろ、このクソ野郎！」）」でさえ、民主主義社会において10条2項によってほとんど制約され得ない「一般利益の問題の領域」に属することを示しているといえる。

(b) 本件表現の特徴

本件表現の特徴を検討する際に、①「表現の主体」、②「表現された場所」、③「表現の実態・表現された言葉の正確な内容（「失せろ、このクソ野郎！」）」④「申立人の本件表現に至るまでの経緯」、⑤「表現の意図」、⑥「客体」、⑦「本件において使用された言葉それ自体の持つ経緯」、⑧「本件表現の方法・形式」、⑨「本件介入がもたらす効果」を参照する。

本件表現の①「主体」は特別言及されておらず、単なる「市民」であるといえる。②「表現された場所」は、単なる「公道上」である⁶⁸⁾。これについてフランス政府は「(申立人の言葉が) 政治的示威行為の枠内ではなく公道上で述べられた場合、一般利益の議論を豊かにするとみなされ得ない」と指摘しているが⁶⁹⁾、本判決はそのことについて考慮に入れていない。③「表現の実態・表現された言葉の正確な内容」は、本件表現は「失せろ、このクソ野郎！」と書かれた小さなプラカードである⁷⁰⁾。

④「申立人の本件表現に至るまでの経緯」としては、人権裁判所は、申立人の不敬をする意図を認定するために控訴院が取り上げた事由⁷¹⁾を参照し、「申立人が活動家であり、元議員であり、フランスに非合法に滞在しているトルコ一家を積極的に支援する長期にわたる運動を行っていた」ことに注目し、「トルコ一家が国外追放されていたため、大統領がラヴァルに到着する数日前にこの政治闘争は支援委員会にとって失敗に終わっていた」こと、「その結

68) *Eon c. France*, op.cit., § 53.

69) *Eon c. France*, op.cit., § 43.

70) *Eon c. France*, op.cit., § 6.

71) *Eon c. France*, op.cit., § 10.

果、申立人が苦い思いをしていた」ことを指摘した。この控訴院の取り上げた事由は「申立人の政治参加と使用された言葉の性質（意図、伝えたいこと）そのものの関係を明らかにした」。「申立人の本件表現に至るまでの経緯」から導出される⑤「表現の意図」は、「公衆の面前で国家元首に政治的性質の批判を向けること」である⁷²⁾。「表現の意図」から導出される⑥「客体」は、「政治家の地位」であることがわかる。「政治家の地位」は、その資格において、受け入れ可能な批判の限度が単なる私人よりも広い。なぜならば、「私人とは異なり政治家は、ジャーナリストと市民の大衆による、彼らの行為や振る舞いに対する絶え間ない監視に、必然的かつ意識的に身をさらす」からである。「それゆえ、政治家は、より一層の寛容を示さなければならない」⁷³⁾。⑦「本件において使用された言葉それ自体の持つ経緯」としては、本件表現の言い回しは、「2008年2月23日の農業見本市（Salon de l'agriculture）の際に大統領が一人の農家に握手を拒まれた際に発言した」ものであり、「このフレーズは非常に批判され、メディアにおいて広く放送の対象になった」だけでなく、「インターネット上で繰り返し取り上げられ、デモの際にはスローガンとして取り上げられた」ものだった⁷⁴⁾。

「表現の意図」と「本件において使用された言葉それ自体の持つ経緯」から導出される⑧「本件表現の方法」は、政治的性質の批判を示すために大統領の有名な失言を彼の前で繰り返し見せるという、「風刺的無礼（l'impertinence satirique）」である。「風刺」形式の定義および審査方法については、「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈の一つの形式である。それは、現実の特色を示すような、誇張および変形（déformation）によって、挑発し、また動揺させることを必然的に目指す」こと、「それゆえ、この方法によって自己表現する芸術家の——またはその他すべての人の——権利における全ての介入を、特別の注意を伴って審査しなければならない」ことが指摘されている。ここにお

72) *Eon c. France*, op.cit., § 58.

73) *Eon c. France*, op.cit., § 59.

74) *Eon c. France*, op.cit., § 7.

いて、本判決は、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件 § 33とアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決 § 27とトゥシャルプ事件判決 § 48（いずれも「風刺」形式について検討している箇所）を参照している。

⑨「本件介入がもたらす効果」については、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決を参照して、「社会的テーマについての風刺的な諸発言」に対する「抑止的な効果」を持ちうること、「社会的テーマについての風刺的な諸発言」が「民主主義社会において不可欠な一般利益（*intérêt général*）の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」ことが指摘されている⁷⁵⁾。

(c) 本判表現の形式における「風刺」の認定方法

アルヴェス・ダ・シルヴァ事件のような「言葉」と「物」の組み合わせ（すなわち立体作品）とは異なり、本判表現は「言葉」のみによる表現という点でトゥシャルプ事件と共通するものの、トゥシャルプ事件の表現が「侮辱的表現の評価の決め手にならない」「粗野なフレーズ」であったのに対し、本判表現は、そこにおいて用いられた言葉が「共和国大統領に対して字義的に不敬な（仏）／文字通りの言葉遣いにおいて大統領を侮辱する（英）」表現であったため⁷⁶⁾、「侮辱的表現」として評価される恐れがあった。さらに、問題となった言葉が政治的批判に関する記事の中に含まれているトゥシャルプ事件の事例とは異なり、本件において問題となる言葉には「失せろ、このクソ野郎！」以外に表現を評価する手掛かりがなかった。それゆえ、トゥシャルプ事件とは異なり「侮辱する以外の意図」を認定することも難しく、たとえ「侮辱する以外の意図」を認定できたとしても「失せろ、このクソ野郎！」を「風刺」と解することは極めて困難であったと思われる。それにもかかわらず、本判決においては、表現の方法を「風刺的無礼」と認定し、それにより表現の形式を「風刺」と認定する⁷⁷⁾。その方法は次のようなものであった。すなわち、まず、「表現の意図」が「申立人の本判表現に至るまでの経緯」から導出され、次に、「表

75) *Eon c. France*, op.cit., § 61.

76) *Eon c. France*, op.cit., § 53.

77) *Eon c. France*, op.cit., § 60.

現の形式」が「表現の意図」と「本件において使用された言葉それ自体の持つ経緯」から導出されるというものである。

まず、「表現の意図」については、「申立人の本件表現に至るまでの経緯」として申立人の政治活動およびその失敗の経緯を参照する。その結果、申立人の大統領に対する政治的性質の批判の「意図」を読み取っている。その際、「失せろ、このクソ野郎！」という言葉そのものから政治的批判を読み取ることは困難であったため、認定される意図は「政治的批判」そのものではなく、「政治的性質の批判」ととどまっている。

次に、「表現の形式」については、先ほど認定した「意図」と「本件において使用された言葉それ自体の持つ経緯」を参照する。その結果、申立人が「政治的性質の批判」という「意図」を表明するために、かつて大統領が農業見本市で発した後にメディアで広く拡散され、ネット上やデモの場において取り上げられてきた「経緯」を持つ「失せろ、このクソ野郎！」という言葉を使用したということが明らかとなった。これにより、本件における「失せろ、このクソ野郎！」という言葉は、唐突に共和国大統領を罵倒するのではなく、大統領の有名な失言を彼の前で繰り返して見せるという「風刺的無礼」の形式として認定されている。

以上より、「大統領に対する政治的性質の批判」という本件表現の意図を「風刺的無礼」という形式によって表明する本件表現は、風刺の定義における「社会的注釈」の枠内に入ると説明され得る。

本判決においては、一見すると「侮辱的表現」であると処理されても仕方がないような表現であったにもかかわらず、目に見えるもの以外の要素（意図・経緯）を考慮に入れることにより、本件表現の実質的な内容（本件表現の性質）を慎重に評価する姿勢が伺われる。

(d) 本件「風刺」表現の民主主義社会における必要性

フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決の分析において指摘したように、10条2項に照らして介入が民主主義社会において必要でないと判断されるのは、問題となる表現が「民主主義社会において必要な」場合

であると考えれば、本判決は、「市民」による「政治家の地位」に対する「風刺的無礼」が「民主主義社会において必要な表現」として保護された判決である、と整理することができる。実際、本判決においては、「市民」による「政治家の地位」に対する「風刺的無礼」という本件表現のような表現でさえ、「社会的テーマについての風刺」として「民主主義社会において不可欠な一般利益 (intérêt général) の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」ということが指摘されている⁷⁸⁾。

アルヴェス・ダ・シルヴァ事件と同様に、本件表現の「風刺」という形式と「政治家の地位」という客体が、本判決において本件表現の民主主義社会における価値を高める要素として評価されているといえる。ただし、本判決においては、このいずれの要素も「意図」と「経緯」の考慮によって導かれている。その結果、本判決により、民主主義社会における役割が明確ではない単なる「市民」であったとしても、民主主義社会において価値ある表現の場としてみなされるデモとは無関係の単なる「公道上」であったとしても、さらに大統領の有名な言葉の繰り返しとはいえ罵倒表現である「失せろ、このクソ野郎！」のような「字義的に侮辱的な表現」であったとしても、「政治家の地位」に向けた「風刺」であれば、「民主主義社会において必要な」表現であると評価されている⁷⁹⁾。

このように、四つの判決の風刺認定の分析を通じて、「政治家に対する政治的表現 (適切な方法による政治的意図の表明)」が「民主主義社会」において必要だから、民主主義社会において必要な限りで保護されている、ということが明確となった。ここにおいて、「風刺」というのは問題となる表現が「政治的表現」といえるか否か判断するための指標ということとなる⁸⁰⁾。

78) *Eon c. France*, op.cit., § 61.

79) なお、本判決について、共和国大統領が最初に一市民に向けて侮辱を發した場合、その応接として、共和国大統領に対する侮辱を表現の自由として市民一般に対して保護すべきであったと批判するものとして、Olivier Beaud, «l'offense au président de la République...», op.cit., pp. 972-973 が挙げられる。

80) Olivier Beaud, «l'offense au président de la République...», op.cit., pp. 971-↗

結——民主主義社会における「風刺」表現の保護

(1) 総合的な分析

以上の四つの判決を通じて明らかとなったことは次の通りである。

(A) 人権裁判所における「風刺」認定の展開

四つの判決の枠組みにおいて、表現が保護されるために「客体」と「形式」が重視されている。このことは、主体が「市民」の事例であるアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決とエオン事件判決においてより鮮明になる。四つの判決において、「客体」についてはいずれも「政治家の地位」であった。他方で、「形式」については、四つの判決を通じて「風刺」認定の方法を変化させることにより、より多様な主体および方法による表現の形式を「風刺」として認定してきた。このことは、「風刺の定義の変更」と、「風刺認定の深化」によってもたらされたものである。

風刺の定義の変更については、以下のことが指摘される。まず、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決においては、風刺の定義の中で主体を「芸術家」に限定していたが、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決においては「芸術家」以外の「その他すべての人」によっても「風刺」が用い

↘973 において、ポーは、本判決において「風刺の次元の導入は、議論のこの方法と民主主義社会における自由な議論の問題にかかわるときに、表現の自由により大きな保護を与えることとなる」と評価するものの、本件表現を「単に字義的な解釈から自由になることによって、さらに大きな政治的文脈に位置づける」という本判決の特徴の一側面のみを取り上げ、それに関して本判決で引用していない風刺とは無関係な *Oberschlick c. Autriche* (n° 2), n° 20834/92, 1 juillet 1997 を引き合いに出し、本判決が「以前の判例に大きく基づくことによって、人権裁判所が判決の内容に変革をもたらさなかった」と指摘することにより、「人権裁判所がエオン事件において為したことはほんの少しである」と評価する。

本稿の分析によると、本判決は、従前に形成されつつあった「政治的文脈に位置づけることによって表現を保護する」という判断枠組みを実践した場合に、従前の判決における風刺認定の方法によっては政治的文脈に位置づけることができないうために保護され得なかつたはずの表現について、風刺認定の方法を工夫することによって保護することを可能としたものと意義付けられる。

られ得ることを示すことによって、「主体」に拘束されない「風刺」認定を可能にすることとなった。次に、トゥシャルプ事件判決においては、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件とアルヴェス・ダ・シルヴァ事件で問題となった「言葉を用いない表現（コラージュ）」または「言葉のみによらない表現（指人形や録音テープなどの組み合わせ）」とは異なり、「言葉のみの表現」であっても「風刺」であることを否定し得ないことを示した。これにより、風刺の定義における「芸術的表現および社会的注釈」の解釈において、初期の二つの判例が風刺を両方に該当する表現として解釈していたのに対して、トゥシャルプ事件判決以降は「社会的注釈」のみでも風刺として解釈され得ることを示している。このような解釈の変更を通じて、風刺の概念は、「芸術的表現かつ社会的注釈」から「社会的注釈そのもの」にまで拡張していることが明らかとなる。

風刺認定の深化については、後期の二つの判決において、問題となる表現が「物」から「言葉のみ」になるにつれて、人権裁判所の風刺認定の方法がより深化しているということが指摘される。具体的には次の通りである。まず、トゥシャルプ事件判決において、「粗野なフレーズの使用は、侮辱的表現の評価の決め手にならない」とし、「表現の文脈（申立人の職業、表現の媒体、表現のテーマ、主体、客体）」から明らかとなる「表現の意図」を考慮することによって、使用された言葉の見かけに左右されずに「風刺」認定することを実現している。次に、エオン事件判決においては、言葉の見かけに左右されない評価方法をさらに発展させ、表現が行われる以前の「経緯」に着目することにより、「申立人が表現に至るまでの経緯」から導出される「意図」と、「使用された言葉それ自体の持つ経緯」から「風刺」の認定している。

この四つの判決における「風刺の定義の変更」と「風刺認定の深化」という風刺認定を通じて、保護される表現の範囲が拡張していることが観察される。

(B) 「政治家に対する政治的表現」の保護における風刺認定の役割

四つの判決における、「風刺」認定の展開を通じた表現の保護範囲の拡張は、厳密に言えば、保護の「拡張」ではなく、保護の民主主義社会における「適正

化」である。すなわち、「政治家に対する政治的表現（適切な方法による政治的意図の表明）」は「民主主義社会」において必要であるため、風刺認定を通じて過不足なく保護されることとなる。

具体的に言えば、四つの判決においては、「政治家に対する政治的表現」が適切に保護されるために、「政治的な意図（「文脈・客体から導出可能」）」と「適切な表現方法（風刺という形式）」が重視されている。ここにおいて、「風刺」は、政治的表現として意図を適切に表現する一つの「手段」として機能することとなる。

以上より、ヨーロッパでは、風刺認定を通じて、「政治家に対する政治的表現が保護される」という原則が実行されていることが確認されるのである。

(C) 「市民の政治的表現」が民主主義社会において果たす役割

風刺認定を通じた「政治家に対する政治的表現」の保護は、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決と、エオン事件判決において見られるように、「市民の政治的表現」にも及ぶこととなる。なぜならば、「市民の政治的表現」もまた、「民主主義社会において必要な表現」だからである。そこから想起するに、「市民の政治的表現の自由」は単なる個人の自由にとどまらず、民主主義社会を支える、「統治機構」上不可欠な権利という性質を帯びることを指摘し得る⁸¹⁾。人権裁判所判例に見る、この「表現の自由」と「民主主義」との接続は、「市民」という行動主体も含めた「統治機構」像を構想するうえで、非常に興味深い足掛かりとなるだろう。

81) エオン事件判決の分析を通じてこれと同様の指摘をするものとして、2014年10月18日に日仏会館で開催された「ヨーロッパ市民とは何か——ヨーロッパ統合の現状から考える」におけるオリヴィエ・ポーの講演「表現の自由：市民の権利？」が挙げられる。この講演内容は日本において公開されていないが、主催者の山元一による講演会開催報告において「表現の自由を個人の人権として捉えるのでは不十分であり、「民主主義社会」を形成するための重要な武器として捉えることの意義を強調するもの」として紹介されている http://www.nomurafoundation.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2015/09/SocialReportNo29_invitation.pdf (2017年4月18日時点)。

(D) 日本における表現の自由の保護への示唆

人権裁判所は、一国の域外に存在しているにもかかわらず、各締約国の判断（締約国国内裁判所の判断）を覆し得る権限を有している。このようなシステムの下で、人権裁判所は、締約国の国内裁判所に代わって国内法を解釈することを任務とせず、人権条約を直接的に適用することとなる（すなわち、人権裁判所は、締約国の国内法を条約適合的に解釈することができないので、条約の精神に照らして、生の条約判断を示すこととなる。あたかも、合憲限定解釈を封じられた最高裁が、「生の憲法判断」を示すようなものである）。人権裁判所と締約国はこのような関係にあるので、人権裁判所は、特に締約国の判断を覆す際には、締約国の行為を詳細に評価するために、その理由づけを尽くすこととなる。それにより、人権裁判所の判断は、強固に基礎づけられるのである。このようにして、人権裁判所は、一国の域外にありながらも、一国の判断に対して、積極的に、人権条約を直接適用することが可能となるのである。

このことを逆説的に見れば、人権裁判所は、十分に説得的な理由づけさえしていれば、一国の判断に対して、積極的に、人権条約を直接適用することが可能となる、という定式が成立し得る。この定式は、最高裁判所の憲法判断にも示唆的であると思われる。すなわち、最高裁判所は、十分に説得的な理由づけさえしていれば、国会の作成した法律（またはその適用）に対して、積極的に、憲法を直接適用することが可能となるのである。さらに、その憲法判断は、詳細な理由づけによって強固に基礎づけられることとなる。その際の憲法の解釈指針については、人権条約の適用に現れる解釈方法（事件のいかなる要素を人権条約との関係でいかに評価するのか）と、その帰結（締約国によるいかなる行為が実際に条約違反となったのか）から学ぶことが可能である。

(2) 残された課題

本稿においては、ヨーロッパ人権裁判所判例の「風刺」に関する四つの判決を題材に、民主主義社会における「風刺」表現の保護について検討してきた。そこから、ヨーロッパ人権裁判所による「風刺」認定の方法の発展および、

「風刺」表現の保護と「民主主義社会」との関連性を明らかにした。残された課題としては、「過度な風刺表現は『風刺』概念に含まれ得るか」ということと、「『客体』が変わっても風刺は保護されるか」ということが挙げられる。

(A) 過度な「風刺」表現は「風刺」概念に含まれるか

風刺表現について、表現の「形式」の審査は、民主主義社会にとって重要な表現「方法」であるか選別する機能を有する。ただし、たとえ、「政治家の地位」に向けられた政治的批判であっても、「風刺」表現の実態があまりに激烈な場合においては、「許容されない『風刺』表現」として処理されるのか、それとも「風刺」の枠を超えた「侮辱的表現」として処理されるのか、明らかではない。これは、風刺の概念に関わる問題であるが、「政治的な批判にもかかわらず過度な表現方法を用いたことで保護されなかった事例」を分析することにより、その答えが明らかになるであろう。そのような事例は、本稿の扱った事案とは異なるため、これについての分析は残された課題とする。

(B) 「客体」が変わっても風刺は保護されるか

四つの判決においては、いずれも表現の「客体」は「政治家の地位」であったため、政治的風刺表現の保護を示した四つの判決の射程は、「政治家以外の地位」に向けられた表現にまで及ばない可能性も考えられる。他方で、四つの判決において、政治的風刺表現が「民主主義社会にとって重要である」という理由で保護されているとするならば、「政治家以外の地位」に向けられた表現であっても風刺表現として保護される可能性も考えられる。

以上を検討するためには、「政治家以外の地位」に向けられた風刺表現の事案において、その風刺表現が民主主義社会において重要と判断されているのか否か、さらに、重要と判断されているとしても当該表現が保護されているのか否か分析する必要がある。しかし、これは本稿の分析の対象外のことがらであるため、これについての分析は残された課題とする。